

さいたま市立中学校等国際交流事業実施要項

1 目的

さいたま市立中学校及び中等教育学校（以下「中学校等」という。）の生徒を海外に派遣し、英語学習や国際理解への興味・関心を高め、コミュニケーション能力をはぐくむとともに、国際交流及び国際親善に資する。

2 主催

さいたま市教育委員会 さいたま市生徒・教職員海外交流事業実施委員会

3 派遣期間及び派遣先

派遣期間は、夏季休業中の10日間前後とし、派遣先は当分の間、ニュージーランドハミルトン市とする。

4 派遣内容

現地の家庭にホームステイし、中学校へ通学しながら、語学研修をするとともに現地中学生との交流を図る。

5 応募資格

中学校等に在籍する生徒（中等教育学校にあつては、前期課程の生徒に限る。）で、原則として第3学年の生徒のうち次の条件を満たす者とする。

- (1) 各中学校等に設置する選考委員会が選出し、校長が推薦した者
- (2) 10日間の海外滞在に耐えうる者
- (3) 応募の動機が明確であり、保護者が海外派遣に同意している者
- (4) 英語による研修に積極的に参加する意欲のある者
- (5) 事前・事後の研修会等に参加できる者

6 派遣人数及び引率者

中学校等生徒67名以内、引率者5名以内とする。

7 費用

派遣に要する経費は、さいたま市と生徒が負担する。生徒の自己負担額は別に定めるものとする。なお、旅券取得に係る費用、健康診断及び任意の海外旅行傷害保険の諸費用等個人が使用するものは、別途自己負担とする。

8 選考方法

各中学校等内に校長を中心とした選考委員会を設置し、派遣する生徒1名を決定する。ただし、全校生徒数が多い学校からは2名派遣生徒を選出することができる。

9 海外旅行傷害保険

海外旅行傷害保険に係る傷害補償等については、さいたま市生徒・教職員海外交流事業実施委員会が加入する海外旅行傷害保険及び各自が加入する任意の海外旅行傷害保険とする。

10 その他

生徒募集要項は、年度ごとに定める。

附 則

この要項は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成20年4月3日から施行する。

附 則

この要項は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成22年4月13日から施行する。

附 則

この要項は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成28年4月14日から施行する。

附 則

この要項は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成31年4月1日から施行する。